

地域担当制

●組織

- ・平成 14 年度から、区における地域担当制度として、地域との双方向の関係を密にし、地域ニーズ等を把握するために、各区役所で「地域担当職員要綱」を整備し、導入。
- ・東成区では、平成 23 年度より、要綱を改め、校下担当課長制度、校下担当制度（市民協働課）、地域安全防犯体制による 3 層体制でリスタート。

●事業概要

- ・身近な行政区単位である校下に積極的に入り、行政情報の発信、地域情報の収集、地域データ（カルテ）の蓄積。
- ・具体的には、毎月の町会長会議や防災フォーラムなどの地域活動において行政情報の発信・地域情報の収集、区広報紙・区HPでの情報発信、地域安全防犯体制による日常的な通学路等の巡視など。
- ・また、区役所の相談・調整機能の強化として、地域担当者間の連絡会議や、市民協働課、総務課、保健福祉課の職員により構成された地域担当連絡会議を定期的開催。